



【マルチメディア文化論】

— マルチメディア社会の光と影 —

2007年度 第12回

太田 信宏

1. インターネットの光と影の部分

「光」の部分

- ・情報検索の利便性
世界の様々な情報→「探す」「見る」「入手する」
- ・情報発信の利便性
個人のレベルで情報発信が可能
- ・コミュニケーションの利便性
メール、ウェブ、掲示板、チャットなどの多様なサービス

「影」の部分

- ・コンピュータウィルス --- PCの動作トラブル
- ・メール被害 --- 迷惑メール、チェーンメール、盗聴
- ・個人情報の漏えい --- ウィニー個人情報流出
- ・なりすまし／詐欺 --- 不正アクセス、フィッシング
- ・プライバシー侵害／誹謗／中傷 --- 匿名性の問題
- ・著作権侵害 --- デジタルデータの違法コピー

2. コンピュータウィルスの被害

ウィルスとは …… コンピュータシステムに対して、意図的に被害を及ぼす目的で作られたソフトウェアのこと。

ウィルスの特徴 …… 感染すると、一定期間潜伏して発病。

発病の事例

- ・パソコンの動作を不安定にする／起動できなくする
- ・画面に突然メッセージを出す (Merry Christmasなど)
- ・ハードディスク(記憶装置)のデータを削除する

ウィルス被害の実態

情報処理推進機構 (IPA)

<http://www.ipa.go.jp/security/>

[年次別・月別ウィルス届出状況](#)

3. コンピュータウィルスの対策

1. ウィルス対策ソフト(ワクチンソフト)の導入 (常識)

- ・定期的なアップデートが必要
- ・プリインストール版では不十分

おもなウィルス対策ソフト

2. 受信メールに対する注意

- ・不審なメールは、**読まずに削除**
- ・送信者を確認する(信頼できる人?)

【添付ファイル】・開くときに注意

- ・ファイルの名前(拡張子)に注意

実行ファイル	xxxx.exe	xxxx.com	→ (非常に危険)
文書ファイル	xxxx.doc	xxxx.xls	→ (危険性あり)
画像ファイル	xxxx.jpg	xxxx.gif	→ (比較的安全)

3. パソコン自体の定期的なアップデート

Windows Update

4. 迷惑メール -1-

増加する迷惑メール

- ・1日9億通のうち宛先不明のメールが8億通（2001年NTTドコモ）
- ・世界全体では現在、1日に500億通以上の迷惑メール

オプトアウトメール → 無差別に送りつけるメール（opt:選ぶ）

オプトインメール → あらかじめ登録した希望者に送るメール

どういう点が迷惑か

- ・受信するたびに課金される
- ・正常なメールが遅配
- ・メールそのものが不快
- ・削除、アドレスの変更など余計な手間

迷惑メールに対する法対策

警視庁 ネット犯罪対策

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku403.htm>

5. 迷惑メール -2-

◇メールアドレスはどのようにして第三者に知られるか

- ・ホームページ上に公開されているメールアドレスが利用される。
- ・会員登録などで、ホームページから入力したアドレスが漏れる。
- ・同報メールのToやCcで指定したアドレスが他人に利用される。
- ・プログラムを使ったアドレスの自動生成(特に規則的な英数字など)
- ・DM用メールアドレスはネット上で売買されている。

◇迷惑メールの発信者は無作為に送信している

ネットワーク上を不要なデータが大量に流れる → まさに迷惑な話

◇迷惑メールを受け取ったら、どうする？

(財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/ihan/>

表示義務違反の連絡先 meiwaku@dekyo.or.jp

03-5974-0068

6. チェーンメール

同じ内容を複数の人に転送するよう、要請するメールのこと
(不幸の手紙、宣伝系、募集系、ネズミ講など)

チェーンメールは、**いかなる理由があっても禁止**

【理由】

- ・不正確な情報が流れ、止めることはできない。
- ・要請自体が不愉快。
- ・大量のメールがネットワークに負荷をかける。
- ・ネズミ講(もうけ話)は違法行為。

◇一見、有益(に見える)内容が多いので注意。

「重要！ コンピュータウィルス情報です」

「緊急連絡！ 輸血用の血液が不足しています」

◇事例紹介 【[イラク戦争に関するチェーンメール](#)】

7. プロバイダ責任法

(2001年11月22日 成立)

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

プロバイダおよび掲示板サイトの運営者に
対する管理責任を定めたもの。

インターネット上での権利侵害

- ・プライバシーの侵害
 - ・名誉毀損(きそん)
 - ・著作権侵害 など
- 当事者間で解決できないケース
- ①発信者が情報を削除しない
 - ②匿名で発信者がわからない

被害者が可能になった対応

- ・違法発言の削除をプロバイダに求める
- ・発信者情報開示の請求ができる

[プロバイダ責任制限法の解説図](http://www.isplaw.jp/)

<http://www.isplaw.jp/>

8. 「影」の解決法 —まとめ—

1. 技術的な対応策

- ・通信の暗号化 …… 盗聴、改ざん対策
- ・認証(本人確認) …… パスワード、指紋、声紋、虹彩(網膜)
- ・電子透かし …… 著作権保護対策

2. 法律の整備

- ・プロバイダ責任法 (2001年11月)
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
(迷惑メールの法規制 2005年6月法改正)
- ・個人情報保護法 (2003年5月)

3. 利用者の意識向上

- ・「便利さ」と「危険性」を理解して、利用する
- ・ルールやネチケットを守る (リテラシー教育)
- ・最終的には自己管理・自己責任が問われる